

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年10月27日 19時35分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市郷ノ浦港南東方沖 壱岐郷ノ瀬灯台から真方位352° 1,410m付近 (概位 北緯33° 43.2' 東経129° 41.5')
事故の概要	プレジャーボート 彪河は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年11月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 彪河、5トン未満（長さ6.21m）
船舶番号、船舶所有者等	290-38162長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船底外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、漁場に向け手動操舵で南東進中、背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操舵していたところ、いつの間にか居眠りに陥り、漁場を通過して航行を続け、漁場付近の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>陸上にいた釣り人は、乗り揚げた本船に気づき、118番通報し、船長が近くの養殖施設の人等に救助され、本船は僚船に横抱きされて帰港した。</p> <p>船長は、周囲に航行の支障となる他船を認めず、海上が穏やかだったので、気が緩み、疲れから居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、手動操舵で南東進中、船長が、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥り、漁場を通過して同じ針路で航行を続けたことから、漁場付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が手動操舵で南東進中、船長が、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥り、漁場を通過して同じ針路で航行を続けたため、漁場付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、眠気を感じなくても、日中の疲れがある場合は、適宜、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠りを防止する措置をとること。

